

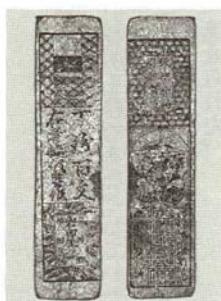
二 藩の財政政策と大坂商人

平野屋の調達講

小倉藩は、延宝六年（一六七八）六月に、藩領内で通用する紙幣（「藩札」と言う。延宝期に発行されたので「延宝札」と呼ばれた）を発行したが（通用範囲は藩領内に限ったわけではなく、豊後・筑前・長門などでも使用されていた）、この藩札は宝永四年（一七〇七）に幕府の使用禁止令によつて発行をやめた。その後、享保十五年（一七三〇）に幕府から藩札を使用することについての解禁令が出て、その年から小倉藩でも再び藩札が発行されることとなつた。

しかし、文化・文政期に本格化する農村の荒廃などの影響を受け、藩札の相場は下がり続け、藩札一匁の相場は文政初年（一八一八）に六〇文、文政十年（一八二七）五三文、同十一年（一八二八）四〇文、同十二年（一八二九）二八文六分、天保二年（一八三二）一八文、そして同三年（一八三三）には一五文にまで下落していった（永尾正剛「小倉藩の貨幣事情」北九州歴史博物館『研究紀要2』）。

ところで、江戸時代の初期においては、小倉藩に限らず各藩は、年貢として藩内から徵収した米や、各種の産物を大坂へ廻送して、藏屋敷に詰めている藩の役人に販売を担当させた。しかし、十七世紀の後半代からその販売を大坂の商人に請け負わせるようになつた。販売を請け負つた商人を



第85図 筑城郡椎田村
岩田屋札

藏元と言い、売却代金の収納を請け負つた商人を掛屋と言つた。

小倉藩の藏元、掛屋を延享期（一七四四—四八）や安永期（一七七一—八二）に務めていた大坂商人に平野屋という商家があつた。平野屋は大坂今橋一丁目に店を構え、幕府が鋳造した貨幣の引替所を務めるなどしていた。小倉藩と平野屋との関係は、藏元、掛屋を務めていたことが、そのきっかけであると想像されるが、天保元年（一八三〇）その平野屋が講親となり、「調達講」を創設することが小倉藩領の村々へ達せられた。

調達講を設けることについての第一報が国作手永大庄屋の元へ届いたのは、天保元年閏三月二十五日であつたが、その内容は、小倉藩領の六郡（企救・田川・京都・仲津・築城・上毛）で一〇口、一口を五貫目として掛銀を集めるもので、今回の一回限りの掛け切りであつた（「国作手永大庄屋日記」文政十三年閏三月二十五日の条）。また、この講の催し方などは次のようなものであつた。

- 一、小倉において春・秋、講御催しの節、春・秋共に酒飯御差し出し御座候の事
右入用銀は大坂講方より弁え銀下しに成り候事
- 一、右酒飯出し候上に銀三両宛、人別へ大坂より出し候事
- 一、右講御取り結び相整い候節、人別に銀弐枚宛御会釈これ有る事
此銀も大坂より取り計らいの事
- 一、小倉において右講高御郡町にて御整えの事
一、講会ふり闘（シテ）は小倉において取り計らいの事
- 右入用道具類並びにふり闘仕様等の義は、大坂より仕立て廻し候事

一、京・大坂・小倉共に右講銀は大坂表において積み立て置きに相成り、諸向き御融通に御備えの事

右に付き餘時の御用には御遣いこれ無き事

一、京・大坂講会諸入用并元利済み入り共に大坂より取り計らいの事、三都講懸銀は都て大坂に取り集め積み立て候事

右の通り大坂より申し来たり候書付に御座候、以上

寅三月

〔国作手水大庄屋日記〕文政十三年閏三月二十五日の条

つまり①春と秋に調達講の集まり（講会）を催す際は、酒・飯を出す。この費用は大坂の講親（平野屋）が負担する、②酒・飯の他に銀（金）三両ずつを大坂より人別へ与える、③この講が取り結ばれた際には会釈料（あいさつ料）として銀一枚ずつを人別へ与える、④この講の掛銀を小倉藩領の郡方・町方において集める、⑤講会の闇引きは小倉で行う。必要な道具、闇引きの方法などは大坂が用意したものを使う、⑥京都・大坂・小倉のいずれも掛銀も、大坂において積み立てておいて、各方面の出費に融通するための備えとしておく。他の目的のためには使用しない、⑦京都・大坂の講会に必要な費用、元銀・利銀の出納は大坂が取り計らう。三都（京都・大坂・小倉）の掛銀はすべて大坂に集め積みたてて置く、といった内容のものであつた。第三条までは、調達講への加入を勧誘する「甘い汁」のつもりであろうか。その他の条文を見る限り、小倉藩領からだけではなく、京都・大坂でも掛銀を取り集めることを予定している。また第六条では、京都・大坂・小倉で取り集めた掛銀を大坂において積み立てておき、「諸向き御融通に御備え」る

ことを目的としているが、調達講に関するその他の記事を見ても一応「藩財政への融通」を目的として掲げている。

実際に調達講の掛銀がどのように使用されたかは後に述べるとして、郡の大小、米の生産量の多少にかかわらず、徳人（富裕者）がいる郡には、三口も四口も加入させられることを知った仲津郡筋奉行大村藤兵衛は、仲津郡には元来徳人がおらず、しかも現在ある借財の返済も埒らちが明かないことを奉行所へ申し出た。これに対し奉行所は、「その儀は委細承知の儀にてこれ有り候え共、一口五貫目の分は郡辻にて掛銀致すべく」と、一口は郡の会計より出銀するようとの回答で、仲津郡はその他もう一口の、合わせて二口加入するようとのことであった。大村藤兵衛は、国作手水大庄屋に対し、この調達講は六郡全体で行うものであるから、仲津郡ばかりが断るわけにもいかない。他の一口については、長井手永子供役長井健右衛門と節丸手永子供役節丸長左衛門の兩人で受け持つか、または大橋町の徳人二人で受け持たせるのが良いのではないだろうか、と伝えている（国作手水大庄屋日記「文政十三年閏三月二十五日の条」）。

調達講仕法

調達講は、全部で二〇口、一口を五貫目として掛銀を集めるので、一〇口を一組としたものであつた。毎年三月、九月に小倉において闘引きくわいきを行い、一〇年間の間に二〇回の闘引きを行つて、その当たつた者に元銀に利銀を添えて返済するものであつた。具体的な仕法は、一組（二〇口）分を例にとってみると、第一回の講会の際に闘に当たつた者は、元銀二貫五〇〇目と利銀一〇〇目の返済を受ける。半年後の第二回の講会で闘に当たつた者は、元銀二貫五〇〇目と利銀一〇〇〇目の返済を受ける。このように、闘に当たつた者は、一貫五〇〇目の一定額の元銀と一〇〇目から始まって、回ごとに一〇〇目ずつ上乗せした利銀を受け取るの

である。そして、一口五貫目であるから、一回目の闇を引き終わった時点で「皆済」ということになる。ちなみに、一〇年目の最後の闇（一〇回目）に当たった者は、現銀二貫五〇〇目と利銀二貫目の返済を受けることになる（『国作手永大庄屋日記』文政十三年閏三月二十七日の条）。

もし余剩の金を所持している徳人が郡内にいればよいが、仲津郡筋奉行大村藤兵衛の言葉にもあつたように、仲津郡は現在ある借財の返済も埒が明かない状態であったから、出資分二口の内、一口は郡で支出するにしても、あと一口分を出資してくれる者を探すのも大変だった。筋奉行から最初に名前が出た長井手永子供役長井健右衛門と節丸手永子供役節丸長左衛門にしても「健右衛門、長左衛門両人にて是非一口分五貫目の辻出来致さず候ては奉行所の存念も如何敷存候、しかしながら、去年以来御用銀等も差し出し、又はケ様の儀、強いて申すべきことにもこれ無く候え共（略）六郡一統の儀にてこれ有り候間、何とぞ出精致し候様（略）」（『国作手永大庄屋日記』文政十三年四月七日の条の内、筋奉行大村藤兵衛より国作手永大庄屋森貞右衛門あて四月六日付書状）と、去年以来の「御用銀」（幕府への負担金。この場合は、恐らく鶴岡八幡宮の造営に要した御用銀のこと）を出させていることもあるし、それにこのようなことは、あまり強く言えないというのである。それでも六郡一統が行うことであるから、「出精」してくれるよう筋奉行は言っている。

このようなことは、どの郡でも同じであった。企救郡では、調達講に四口加入するように沙汰^{さた}があり、朽網治兵衛一口、城野甚之丞一口、楠原善六一口、郡辻一口（いずれも五貫目）で負担するように、とのことであった。しかし、この三人については、去年の春にも御用銀・御用借を頼んでいるので、名前を消した上、四口を一口に減らしてほしい、それでも当春に出資せよ、とは言いにくい、と大庄屋は筋奉行に申し出た。しかし、一二口だけ

の加入は許されず、企救郡は三口加入することとなつた。そのため二口は八月までに上納、一口は冬まで待つてもらうよう願い出たが、許されず、筋奉行より二口とも八月までに上納のこと、との沙汰があつた（『中村平左衛門日記』第四卷三七七～三八七ページ）。

結局、仲津郡の調達講掛銀は、一口五貫目は郡土蔵から借り、もう一口は五手永で一貫目ずつに割って負担することにした。他の四手永がどのように工面して出銀したか分からぬが、国作手水の場合、大橋町新屋伴右衛門が二百五拾目、同町松屋太助が二百五拾目、同町亀屋十右衛門が二百五拾目、同町富田屋吉九郎が六拾武匁五分、同町柏屋勘七が六拾武匁五分、同町丸屋茂三郎が六拾武匁五分、同町松屋保治が六拾武匁五分と、大橋町の商人に出銀させて工面している（『国作手水大庄屋日記』文政十三年七月二十四日の条）。

出資する徳人を探すのに苦労をした調達講であつたが、天保二年（一八三二）「調達講銀二付」として金子五〇疋、南鎌一斤が、郡方と徳人に対し、講の催し方で約束していた会釀料・酒料として渡されている（『国作手水大庄屋日記』天保二年七月二十八日の条）。その受取証文は、仲津郡の大庄屋五人および大橋村伴右衛門、真菰村清右衛門、上高屋村庄助の名前となつてゐるが（同前史料一月一日の条）、これを仲津郡五手永に金一〇〇疋と代札八匁四分五厘ずつ割り渡していることが知られる（同前史料一月晦日の条）。

調達講が、仕法どおり一〇年後まで維持されたかどうか、確認出来ていないが、定期的に闇引きが行われていたことは、天保四年（一八三三）十一月一日付で、仲津郡筋奉行小出段藏が国作手水大庄屋森貞右衛門にてた書状の中で、仲津郡の「積銀講」（調達講のこと）の闇番号が何番であるか問い合わせており、この年の三月・九月の当たり闇の中に仲津郡は入つてないか調べたが、内役所の役人が日田へ出張しているので仲津郡の印が分からな

い、と述べていることからも確認出来る（「国作手永大庄屋日記」天保四年十一月四日の条）。結局この年の仲津郡は三月の闇引きで「四」印、九月に「十八」印の当たり闇を引いて、三月の分として元銀一貫五〇〇目と利銀五〇〇目を、九月の分として元銀一貫五〇〇目と利銀六〇〇目を受け取っている（同前史料十一月五日の条）。

調達講の目的

前に述べたように、小倉小笠原藩は、延宝六年（一六七八）六月に、藩札を発行したが、この藩札は宝永四年（一七〇七）に幕府の使用禁止令によつて発行をやめた。その後、享保十五年（一七三〇）に幕府から藩札を使用することについての解禁令が出て、その年から小倉藩でも再び藩札が発行されることとなつた。

文政十一年（一八二八）夏に襲来した二度の大風は、農村に甚大な被害を及ぼし、同年の小倉藩の年貢減免高は三三四〇石にまでなつた。小倉藩の農村の疲弊は、こういつた単発的な自然災害にのみよるのではなく、農村人口の減少などにより、次第々々にその体質が弱くなつたと考えられるが、疲弊が目に見えて顕著になつたのは、文化・文政期からではないかと思われる。そういうたところに文政十一年の大風であつたから影響は深刻であつた。

農村の荒廃などの事情を反映するかのように、藩札の相場は下がり続けた。藩札一匁の相場は文政初年（一八一八年）六〇文、文政十年（一八二七）五三文、同十一年（一八二八）四〇文、同十二年（一八二九）二八文六分、天保二年（一八三一）一八文、そして同三年（一八三二）には一五文にまで下落していった。

そこで、天保三年、藩が踏み切った施策は、大坂平野屋を銀主とした新札の発行であつた（第86図参照）。一般に「平野札」と呼ばれるこの新札は、天保三年十一月から世上通用が始まり、交換相場は一匁が一〇〇文と告示

された（永尾正剛「小倉藩の貨幣事情」北九州歴史博物館「研究紀要²」）。一つの可能性として、調達講で集められた資金が、平野屋札の両替準備金として使用されたことが考えられる。新しい藩札を発行するには、藩札が兌換紙幣である性格上、正銀と両替をするための準備金が必要である。平野屋の場合、当然銀主である平野屋が準備しなければならないのである。調達講の目的は「諸向き御融通に御備え」と言いながら、実は天保三年に発行する平野屋札の手筈を整えていたのかもしれない。

三 奉公人

奉公人の規制
藩は農村の人手不足を受けて、その労働力の管理に相当敏感になっていた。それは、他所から農村内に入つてくる奉公人（入奉公人）、他所へ奉公に出る者（出奉公人）の管理について、藩側はもちろん大庄屋などの村役人が、注意深くなっていることから知ることが出来る。

百姓が他国（他藩領）に奉公に出ることは、遅くとも文化二年（一八〇五）には禁止されていることが確認出来るが（『福岡県史資料』第四輯）、文政八年（一八二五）には「他所」へ奉公することを禁じ、奉公へ出る場合は庄屋へ届け出ることが義務づけられている。天保元年（一八三〇）三月と七月の二度の触れでも、村方の男女が市中へ奉公



第86図 平野屋札